

# 千里中央公園駐車場運営基準

令和 3 年 7 月

豊中市環境部公園みどり推進課

## 目次

<b>1. 駐車場運営基準について</b> .....	1
(1) 駐車場の運営について .....	1
(2) 駐車設備の設置工事等について .....	3
(3) 駐車場運営開始に伴う諸手続きについて .....	4
(4) 駐車場の維持管理について .....	4
(5) その他 .....	5
<b>2. リスク分担について</b> .....	5

## 1. 駐車場運営基準について

事業者は、物件とする駐車場における利用状況及び混雑状況の実態を踏まえ、駐車場の利用者に対し、迅速かつ適正なサービス提供を以下の条件のもと行うこと。

### (1) 駐車場の運営について

(ア) 駐車場名については、本市が指定するものとする。

(イ) 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法施行規則(昭和35年12月3日総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動車のうち、長さ5メートル、幅1.9メートル、高さ2.8メートル以下(それぞれ物品等の積載物を含む。)とする。

(ウ) 駐車場の配置レイアウトを検討する際には、近隣の混雑緩和への配慮、安全対策を講じた内容でレイアウト案を提出し、本市と協議の上、了解を得ること。

(エ) 本市が主催又は共催する事業、若しくはこれらに準ずる事業が、物件の存する公園で催される場合、又は選挙の開票事務等に伴い本市が駐車場を使用する場合は、本市が駐車場の一部又は全部を占有できるものとする。なお、使用料については免除となる。

(オ) 駐車場の利用においてトラブルが発生した場合、事業者と利用者が24時間直接連絡できるよう、駐車場内に電話又はインターフォンを取り付ける等の措置を講じるとともに、必要な連絡体制を構築すること。

(カ) 事故・故障等が発生した場合や、駐車券の紛失、破損等の苦情があった場合は迅速かつ誠実に対応すること。なお、事故、故障等が発生した場合、速やかに本市に報告しなければならない。

(キ) 利用者や周辺住民からの苦情等に対し、責任を持って対応すること。また、安全対策、苦情等の対応について書面で本市に提出し、了解を得ること。

(ク) 事業者は、緊急時の連絡体制を速やかに本市に届出なければならない。

(ケ) 千里体育館については、指定管理者が管理運営しているので、日常的に指定管理者と連携を図って円滑な管理運営に努めること。

(コ) 公園自動車駐車場の利用料金は、以下の場合に減免するものとする。

指定対象者	条件
公園管理者等	豊中市公園管理者又は豊中市から公園管理に関わる業務（指定管理者を含む）を受託する者が、公園の維持管理運営を行うために自動車を駐車するとき 無料
公務員	国又は地方公共団体の職員が公務を行うために使用する自動車を駐車するとき 無料
イベント関係者	本市が主催又は共催する事業若しくはこれらに準ずる事業※で、公園で実施される催しの関係者が、当該事業のために自動車を駐車するとき 無料
障害者等	<p>身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に基づく身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく精神障害者保健福祉手帳又は国が定める療育手帳制度要綱(昭和 48 年厚生省発児第 156 号)に基づく療育手帳の交付を受けている者その他市長がこれらの者に準ずると認める者が運転又は同乗している自動車を駐車させるとき 無料</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 に地方律第 164 号）第 19 条の 3 第 7 項に規定する医療受給者証、戦傷病者特別援護法（昭和 38 年 8 月 3 日法律第 168 号）第 4 条第 1 項に規定する戦傷病者手帳、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年 12 月 16 日法律第 117 号）第 2 条第 3 項に規定する被爆者健康手帳、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年 5 月 30 日法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証又は特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和 48 年 4 月 17 日衛発第 242 号）に基づく特定疾患医療受給者証の交付を受けている者が運転又は同乗している自動車を駐車させるとき 無料</p>
運動施設利用者	運動施設（豊中市体育施設条例（昭和 56 年条例第 13 号）に規定する豊中市立千里体育館に限る。）を個人使用し、又は当該施設で実施するスポーツ教室の受講者で、市内在住の 65 歳以上の者が運転する自動車を駐車させるとき駐車時間が 30 分を超える場合は、30 分を超える時間について初めの 30 分は免除
その他	その他、本市が特別の理由があると認めるとき 無料

(2) 駐車設備の設置工事等について

- (ア) 事業者は、駐車場設備を豊中市都市公園条例第3条の5の規定に基づき、施設を自らの負担で設置すること。
- (イ) 原則として令和4年度4月1日から運用を開始できるようにする事。ただし、工事状況により運用開始に影響が出る場合は、本市と協議の上対策を講じること。
- (ウ) 既存の設備（ゲート機器など）は、本市のリース契約により設置している。事業者による運営開始以降は本市のリース契約は継続しないので、原則として、駐車場の運営に必要な機器、駐車場の満空情報が表示できる装置及び看板、その他必要な工作物を本市と協議の上、事業者の負担で設置すること。なお、事業者とリース会社との新たな契約により、既存の設備を引き続き利用することも可とする。
- (エ) 工作物の設置にあたっては豊中市屋外広告物条例（平成23年条例52号）及び豊中市屋外広告物条例施行規則（平成24年規則第5号）に従い設置すること。また事前に都市計画推進部都市計画課の確認を受けること。
- (オ) 管理（防犯）カメラ等を設置する場合、設置場所は本市と協議の上、決定すること。
- (カ) 駐車場内の既設の工作物を使用する場合は、本市と協議の上、了解を得ること。
- (キ) 駐車場内の既設の工作物を撤去又は処分する場合は、本市と協議の上、了解を得ること。ただし、撤去又は処分に係る費用は事業者負担となる。また、必要に応じ、撤去した工作物を本市が指定する場所に運搬すること。
- (ク) 区画線、標識等駐車場内の工事を行う場合は、工事の内容、期間及び工事期間中の駐車場運営について、本市と協議の上、実施すること。
- (ケ) 駐車場内において工事を行う場合は、利用者の安全確保を第一に実施すること。ただし、安全確保を図るうえで本市がやむを得ないと認める場合は、一部閉鎖し実施することができる。
- (コ) 物件が公共施設に付設されていることに鑑み、省電力・環境負荷を低減した機器の設置やシステムの採用等、環境配慮に努めなければならない。

(3) 駐車場運営開始に伴う諸手続きについて

- (ア) 駐車場の機器設置、駐車区画、出入口、障害者対策等について、本市都市基盤部交通政策課と協議し、改善等を求められた場合は事業者において必要な措置を取らなければならない。また、駐車場法(昭和32年法律第106号)に基づく路外駐車場及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく特定路外駐車場の届出に必要な書類は、事業者において作成し、提出をすること。
- (イ) その他関連する法令を遵守し、必要な手続き等を行うこと。

(4) 駐車場の維持管理について

- (ア) 駐車場の運営・維持管理に係る光熱水費については、事業者負担となる。その負担方法等について、本市と協議し、それに従うこと。
- (イ) 事業者は、駐車場の設備等の保守・点検および場内の清掃、植栽等、必要な維持管理を行わなければならない。なお、維持管理に係る計画書をあらかじめ書面で本市に提出し、了解を得ること。
- (ウ) 駐車場の運営に係る消耗品、設備等の保守・点検、場内の清掃、その他必要な経費は事業者負担となる。
- (エ) 料金の精算は、両替等の必要がないものとし、釣銭切れ等が生じないようにすること。また、キャッシュレス対応とすること。
- (オ) 駐車場設備のトラブルが発生した場合は、事業者は、速やかに出入庫できる状態にしなければならない。ただし、緊急に事業者が対応できない場合には、本市と協議のうえ、本市において対応ができるようにすること。
- (カ) 災害等により、本市がその対策として駐車場を閉鎖する必要がある場合は、事業者に通知し、事業者は駐車場の閉鎖に協力しなければならない。
- (キ) 事業者は、駐車場の運営に支障のない範囲で、業務・施設管理上必要な場合、本市職員・委託業者等の区域内通行や必要なスペースの一時的占有について認めなければならない。
- (ク) 長期間の駐車は原則認めないものとし、事業者は長期放置車両に対して、その対策を講じなければならない。また、本市から撤去等、必要な対策を講じるよう依頼があった場合は、事業者は速やかに撤去等の手続を行わなければならない。

(5) その他

- (ア) 事業者は、この物件の使用により、第三者に損害を及ぼす恐れがある場合は、事業者の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、事業者の負担において賠償しなければならない。
- (イ) 事業者は、自らの責めに帰する理由により物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、それにより生じた損害について、市が算出した金額を損害賠償として支払わなければならない。
- (ウ) 事業者が自らの理由により許可を廃止する場合には、本市は使用料の還付は行わないものとする。また、事業者は6カ月前までにその通知を本市へ行わなければならない。
- (エ) 駐車場内に地下埋設物が存在する場合、地下埋設物に関する許可権限は、本市に帰属するものとする。また、地下埋設物の管理者が管理上の必要な作業を実施する場合、本市は事業者に対し工程等、必要な情報の連絡及び協議を行い、了解を得るものとする。

2. リスク分担について

駐車場の運営において、本市と事業者とのリスク分担は以下の通りとする。

リスクの種類	本市	事業者
自然災害等の不可抗力（社会情勢の大幅な変化含める。）		協議
市の事情による千里体育館の閉鎖		協議
第三者賠償		○
小規模修繕（130万円未満）		○
大規模修繕（事業者に責がある場合を除く。）		協議
法改正による契約条件の変更		協議
サービス内容の変更		協議
駐車場運営の変更		協議
<b>【その他注意事項】</b> 大規模な修繕については、利用不可（全部、一部を問わない。）を伴うような躯体の修繕及び補修（事業者に責めがある場合を除く。）とし、協議の上、行うものとします。ただし、事業者による修繕も可能とします。		